

車載式故障診断装置を活用した点検整備に係る情報の取扱指針

(目的)

第一条 この指針は、自動車の装置における情報処理の技術の発達に伴い、車載式故障診断装置を利用して行う自動車の点検及び整備に係る技術上の情報に関し、自動車製作者等が自動車又はその部分の整備又は改造を行う者（以下「自動車の整備等を行う者」という。）等に対して提供すべき内容及び提供する方法についての指針を定めることにより、ばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号。以下「法」という。）第四十条第十二号に規定する装置をいう。以下「排気に係る装置」という。）に関し、法第四十七条から第四十八条までの規定に基づき自動車の使用者が行う点検及び整備が円滑に実施できる環境の整備を行い、自動車の安全性の確保及び自動車による公害の防止その他の環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この指針における用語の定義は、法第二条に定めるもののほか、次の各号の定めるところによる。

- 一 「自動車製作者等」とは、法第五十七条の二に規定する自動車製作者等をいう。

- 二 「J―OBD I」とは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下「細目告示」という。）別添四十八Ⅰ・1・1に規定された装置をいい、「J―OBDⅡ」とは、細目告示別添四十八Ⅰ・2・1に規定された装置をいう。
- 三 「制御装置」とは、自動車の装置を電子的方法により制御する装置をいう。
- 四 「外部故障診断装置」とは、制御装置と接続し、自動車の装置の作動状況を診断又は整備するために使用する外部装置をいう。
- 五 「専用外部故障診断装置」とは、外部故障診断装置のうち、自動車の製作を業とする者が、自ら製作した自動車において使用するために製作したものをいう。
- 六 「リプログラミング」とは、制御装置のプログラムを書き換えることをいう。
- 七 「整備要領書等」とは、自動車製作者等が、その製作する自動車について、構造、装置、点検整備方式、配線図等点検及び整備に必要な技術上の情報を示した書面（排気に係る装置に関するものに限る）、電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）をいう。
- 八 「故障コード」とは、番号、記号その他の符号であって自動車の故障の状態を識別するためのものをいう。
- 九 「故障診断の履歴情報データ」とは、細目告示別添四十八Ⅲ・7・1に規定する故障診断の履

歴情報データをいう。

十 「故障時の自動車使用状況データ等」とは、細目告示別添四十八Ⅲ・7・2に規定する故障時の自動車使用状況データ等をいう。

十一 「エンジン関連現在情報出力機能」とは、細目告示別添四十八Ⅲ・8・に規定するエンジン関連現在情報出力機能をいう。

(適用対象)

第三条 この指針は、次の各号に掲げる自動車に適用する。

- 一 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であつて車両総重量三・五トンを超えるものうち、平成十七年十月一日から平成十九年八月三十一日までに製作されたもの（平成十七年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限り、輸入された自動車を除く。）及び平成十九年九月一日から平成二十二年八月三十一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十三年九月三十日）までに製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて、平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であつて、次に掲げる自動車以外のもの

イ 一型式当たりの年間販売台数が五十台以下の自動車

ロ その他この指針を適用する必要性が低いものとして国土交通大臣が定める自動車

二 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下同じ。）を除く。）であつて専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの又は車両総重量三・五トン以下のもの並びに軽自動車（二輪自動車を除く。）のうち、次に掲げる自動車以外のもの

イ 一型式当たりの年間販売台数が二千台以下の自動車

ロ 平成二十二年八月三十一日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて平成二十年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成二十年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠、軸距、主制動装置の種類並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものは除く。）及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）

（点検整備情報等の提供）

第四条 自動車製作者等は、自動車を販売の用に供するときには、当該自動車の販売の開始の日から六

月以内に、整備要領書等のほか、排気に係る装置の点検及び整備をするに当たって必要となる技術上の情報であつて次に掲げるもの（以下「点検整備情報等」という。）を自動車の整備等を行う者に提供するものとする。この場合において、インターネットを通じて整備要領書等及び点検整備情報等を提供するときは、当該整備要領書等及び点検整備情報等を自動車の整備等を行う者が容易に入手することができるよう適切な措置を講じなければならない。

一 全ての故障コードに関する情報

二 第三条第一号に掲げる自動車にあつてはJ－OBD Iの構造及び作動条件に関する情報

三 第三条第二号に掲げる自動車にあつてはJ－OBD IIの構造及び作動条件に関する情報

四 リプログラミングの実施に関する情報

五 制御装置の調整に関する情報

六 自動車の装置を強制的に作動させるための情報

七 その他排気に係る装置の点検及び整備に必要な情報

2 自動車製作者等は、前項の規定にかかわらず、イモビライザ（原動機その他運行に必要な装置の機能を電子的な方法により停止させる装置をいう。以下同じ。）に係る情報を提供してはならない。ただし、自動車製作者等が、イモビライザに係る情報の提供を受ける自動車の整備等を行う者その他の関係者の協力を得つつ、当該情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じたときは、こ

の限りでない。

3 自動車製作者等は、第一項の規定にかかわらず、前条第一号に掲げる自動車に係る次に掲げる情報は、提供をしなくてもよいものとする。

一 第一項第四号に掲げる情報

二 第一項第五号及び第六号に掲げる情報のうち、自動車の装置の機能を損なう等のおそれがあるものとして特別の注意を必要とするもの

4 自動車製作者等は、第一項に基づき提供した整備要領書等及び点検整備情報等（インターネットを通じて提供したものを含む。）の内容に変更があったときは、その内容を適切に提供するものとする。

5 自動車製作者等は、整備要領書等及び点検整備情報等の提供に当たって、特定の者に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。

6 自動車製作者等は、整備要領書等及び点検整備情報等を有償で提供するときは、当該整備要領書等及び点検整備情報等を適正な価格で提供するものとする。

（外部故障診断装置開発情報の提供）

第五条 自動車製作者等は、自動車を販売の用に供するときは、外部故障診断装置を開発又は改良するに当たって必要な技術上の情報のうち、排気に係る装置に関する次に掲げるもの（以下「外部故

「故障診断装置開発情報」という。）を外部故障診断装置の開発又は改良を行おうとする者に提供するものとする。

一 次に掲げる事項を外部故障診断装置に表示させるために必要な情報

イ 故障コード

ロ 故障診断の履歴情報データ

ハ 故障時の自動車使用状況データ等

ニ エンジン関連現在情報出力機能

二 リプログラミングの実施に関する情報

三 制御装置の調整に関する情報

四 自動車の装置を強制的に作動させるための情報

五 その他外部故障診断装置の開発又は改良に当たって必要となる情報

2 自動車製作者等は、前項の規定にかかわらず、第三条第一号に掲げる自動車に係る次に掲げる情報は、提供をしなくてもよいものとする。

一 第一項第二号に掲げる情報

二 第一項第三号及び第四号に掲げる情報のうち、自動車の装置の機能を損なう等のおそれがあるものとして特別の注意を必要とするもの

3 前条第四項から第六項までの規定は、外部故障診断装置開発情報の提供について準用する。

(専用外部故障診断装置の提供)

第六条 自動車製作者等は、第三条第二号に掲げる自動車に係る次に掲げる機能（排気に係る装置に関するものに限る。）を有する専用外部故障診断装置を自動車の整備等を行う者に提供してもよいものとする。

一 リプログラミングの実施を可能とする機能

二 制御装置の調整を可能とする機能及び自動車の装置を強制的に作動させるための機能のうち、

自動車装置の機能を損なう等のおそれがあるものとして特別の注意を必要とするもの

2 自動車製作者等は、専用外部故障診断装置を提供するに当たっては、提供しようとする自動車の整備等を行う者について自動車の整備に関する技術的能力等を審査することができるものとする。

3 自動車製作者等は、第一項に掲げる専用外部故障診断装置を提供する場合にあつては、前条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる情報は、提供をしなくてもよいものとする。

一 前条第一項第二号に掲げる情報

二 前条第一項第三号及び第四号に掲げる情報のうち、自動車の装置の機能を損なう等のおそれがあるものとして特別の注意を必要とするもの

4 第四条第四項から第六項までの規定は、専用外部故障診断装置の提供について準用する。

(国土交通大臣の確認等)

第七条 自動車製作者等は、国土交通大臣に対し、その製作する自動車の型式ごとに、当該自動車製作者等が行う次に掲げる行為（以下「整備要領書等及び点検整備情報等の提供等」という。）の状況について、それぞれこの指針に適合しているかどうかの確認を求めることができる。

一 整備要領書等及び点検整備情報等の提供

二 外部故障診断装置開発情報の提供

三 第六条第一項に掲げる専用外部故障診断装置の提供

2 前項の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならぬ。

一 氏名又は名称及び住所

二 車名、型式及び販売の開始の日

三 整備要領書等及び点検整備情報等の提供等の開始の日

四 整備要領書等及び点検整備情報等の提供等の状況を示す書面

3 第一項の確認は、当該自動車製作者等が行う整備要領書等及び点検整備情報等の提供等の状況が第四条から第六条までの規定に適合しているかどうか判定することによって行う。

4 国土交通大臣は、第一項の確認をしたときは、当該確認に係る事項を公表するものとする。

5 第一項の確認を受けた者は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

一 氏名若しくは名称又は住所に変更があったとき。

二 整備要領書等及び点検整備情報等の提供等の状況に変更があったとき。

三 整備要領書等及び点検整備情報等の提供等をやめたとき。

6 国土交通大臣は、前項の規定による届出（同項第三号に係るものを除く。）があったときは、当該届出に係る事項を公表するものとする。

7 国土交通大臣は、次に掲げる場合は、第一項の確認を取り消すことができる。

一 整備要領書等及び点検整備情報等の提供等の状況が第四条から第六条までの規定に適合しなくなったと認めるとき。

二 第五項第三号の規定による届出があったとき。

8 国土交通大臣は、前項の規定により確認を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

9 国土交通大臣は、自動車製作者等に対し、この指針に適合するよう指導及び助言を行うことができる。

附 則

1 この告示は公布の日から施行することとし、平成二十六年一月一日（輸入された自動車にあって

は、平成二十八年一月一日）から適用する。

2 この告示の規定の適用の際現に販売されている自動車については、当該規定の適用の日を当該自動車の販売の開始の日とみなして当該規定を適用する。